

佐賀県告示第三百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護機関として、地域包括支援センターを次のとおり指定した。

平成二十一年十月九日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成二十一年四月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人凌友会

所在地 佐賀市久保泉町大字川久保一九八六番地

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 佐賀市金泉地域包括支援センター指定介護予防支援事業所

所在地 佐賀市金立町大字千布四〇八八番地一

サービスの種類 介護予防支援事業